

氏名(本籍)	ふじ 藤 井	い 敦	あつし (富山県)
学位の種類	博 士 (社会経済)		
学位記番号	博 乙 第 1771 号		
学位授与年月日	平成13年11月30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	社会工学研究科		
学位論文題目	Essays on Economics of Health and Education (医療と教育の経済学的分析)		
主 査	筑波大学教授	學術博士	吉 田 雅 敏
副 査	筑波大学教授	P h . D . (經 済 学)	太 田 誠
副 査	筑波大学教授	P h . D . (応 用 經 済 学)	黒 田 誼
副 査	筑波大学教授	博 士 (經 済 学)	吉 田 あ つ し
副 査	筑波大学助教授	博 士 (社会経済)	豊 谷 整 克

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、医療と教育に関する二つの経済問題を分析している。一つは公立病院の費用非効率性に関する問題である。もう一つは子供世代の質を均等化させる政府の政策が親世代の所得分配にいかなる影響を及ぼすかという問題である。前者を第2章と第3章で実証的に、後者を第4章で理論的に分析している。

本論文は4章から構成されている。第1章は本論文の研究目的を述べている。第2章は、病院の費用非効率性の分析に適した新しい費用フロンティアモデルを開発し、パネルデータによるパラメータ推定を行っている。モデルの新しい特徴は、医療サービスの質的側面は病院ごとに異なるであろうという想定に基づき、費用フロンティアへの各病院の特殊効果を反映していることである。実証分析の結果、日本の公立病院には病院特殊効果が実際に存在することを検証している。また、二つのパネルデータ型モデルを比較すると、病院特殊効果を入れたモデルにおいて費用非効率性が若干高くなるという結果を得ている。

第3章は、公立病院の費用非効率性と他の変数との関係を分析している。本章は二つの点で従来の分析を改善している。一つは非効率性の確率分布として片側正規分布ではなく、より一般的な切断正規分布を用いている。これにより、分布のモードがゼロであることを必ずしも仮定しないで済むことになる。もう一つは費用非効率とその説明変数を関係付ける方程式を費用フロンティアと同時推定している。これにより、費用非効率の確率分布が公立病院ごとに異なる状況を分析できる。実証分析の結果、確率分布の仮定として同一分布の仮定が適さないことを明らかにし、また片側正規分布の仮定は適切でないという結果も得ている。非効率性の説明変数の中では、政府による病院への補助金と病院の立地条件が有意であった。

第4章は、親が自らの所得に応じて子供の数と質を決定するモデルを用いて、子供の質の均等化政策が親の所得分配に与える効果を分析している。政府は政策手段として所得税と教育支出への補助金のみを用いることができる。このような経済状況下で、ベンサム流の社会厚生を最大化する次善最適な所得税と教育補助のルールを導入し、次に均等化政策がこれらのルールをどのように変更するかを検討している。理論分析の結果、均等化制約が課されないときには、教育支出に補助し、所得に課税するかは以下の三つの要因に依存することを明らかにしている：(1) 親世代間の教育支出の差、(2) 教育支出への所得税の代替効果、(3) 親の所得の社会的限界評価格差。これに対して、均等化制約が課されるときには、これらの要因に加えて、(4) 教育補助が子供の質に及ぼ

す代替効果の親世代間での差と（５）所得税が子供の質に及ぼす代替効果の親世代間での差が追加的要因になっていることを指摘している。これらの二つの追加要因によって、親世代間の所得再分配が累進的なパターンから逆進的なパターンへと変化したり、反対に逆進的なパターンから累進的なパターンへと変化したりする可能性があることを論証している。

審 査 の 結 果 の 要 旨

著者は、医療と教育に関する二つの重要な経済問題に対して新しい理論モデルと分析手法を提示し、大変興味深い結果を得ている。本論文は理論的研究と実証的研究がバランスよくなされ、藤井氏の応用経済学と計量経済学の研究者としての高い能力を窺わせるものである。特に、パネルデータを用いた計量経済学的分析には優れたものがある。ただし、論文全体を通じて、計量経済学の技法が単純に適用され過ぎている感があり、もう少し医療と教育に固有な基本的事柄が経済学的観点から詳しく解説されるべきである。

本論文をもとに専門学術雑誌である Applied Economics Letters（審査制度有り）に 1 編がすでに掲載され、またもう 1 編が同誌に掲載予定であり、全体としてレベルの高い学位請求論文になっている。

よって、著者は博士（社会経済）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。